

2019.11.08

高村ゆかり（東京大学）

先に決まっておりました用務のため11月8日開催の委員会に出席することができませんため、特に「論点」の資料について次の通り意見を提出いたします。

#### ◎「d. 地域間連系線の増強を促進するための制度整備」の論点について

##### (1) 系統増強の具体的な計画（広域系統整備計画）の国の関与の在り方について

・事務局案にあるように、電力広域的運営推進機関（OCCTO）が策定する広域系統整備計画に関し、国が適正に関与、監督することを可能とする仕組みとすべきである。「プッシュ型の系統整備」を進めることの重要性はこれまでの審議でも確認されている。OCCTOは実務的、専門的な機関であるゆえ、広域系統整備計画の策定に際しては、国が、広域系統整備計画を通じて実現をめざす長期的な政策目標とその実現のための政策上の要請を明確に示し、その実現に資する系統整備計画であることを確保するよう関与、監督する仕組みとすることが必要である。

・「再生可能エネルギーの主力電源化」をはじめ、エネルギー基本計画において大局的な方針は示されているが、政策の進展により系統整備計画に期待される要請が具体化し、変化することも十分ある。例えば、直近の再エネ海域指定法の運用において、「将来的には、国が地域の風況・海象等を考慮して、望ましい容量を決定し、当該容量をプッシュ型であらかじめ確保することが可能な仕組みへ移行する」（再生可能エネルギー大量導入・次世代ネットワーク小委員会）方向で制度の検討を進めることとしているが、広域系統整備計画は、これからの洋上風力の拡大とそれを可能にする系統整備といった新たな政策的要請に十分対応するものでなければならない。したがって、仮に手続を届出とするにしても、策定作業に際して、国が広域系統整備方針と整備計画が満たすべき政策上の目標、要請を明確に示すこと、そして、策定された計画がそうした目標や要請を満たすものとなっているかを国が定期的に再検討する仕組みとすべきである。

##### (2) 再エネ特措法の賦課金方式について

・地域間連系線の増強費用を全国負担とすることに全く異論はない。再エネ特措法の賦課金方式も選択肢として検討することに異論はないが、他の選択肢の可能性はあるか。レジリエンス小委でも委員から意見があったが、地域間連系線の増強により再エネの導入が拡大し、価格低下、CO2削減といったプラスの便益を生むが、連系線増強は再エネ以外の電源にとっても便益を生みうるわけで、再エネ拡充のための費用と紐付けるのはわかりにくい。託送料による費用回収であれば、並行して検討している託送料金制度改革と組み合わせ、送配電事業者がよりコスト効率的に増強を行うインセンティブを与えうるのでは

ないか（言い方を変えれば、賦課金方式をとる場合こうしたインセンティブをどう与えるのかという論点でもある）。また、将来買取支援の制度から再エネも次第に卒業していくが、その場合にどうするのか。他のありうる選択肢も含めてさらに検討していただきたい。

#### ◎ 「f. 災害に強い分散型グリッドの推進」の論点について

・遠隔分散型グリッド、配電事業、アグリゲーターの論点全般について、レジリエンス強化、再生可能エネルギー主力電源化、脱炭素化といった政策目標に資する制度となるよう留意して制度設計をすることが肝要と考える。

・「配電事業者」の導入をはじめ、独立系統化を可能とする制度整備を行うことについて異存はない。その上で、いくつかの事項について留意する必要があると考える。

・独立系統化がどのような基準で、どのように決定されるかが重要である。特に、事務局案にもあるように、地域の受容性、地域の主体性を尊重し、住民の同意・理解をもって住民が選択する手続とすることが必要である。

・独立系統化、特に遠隔分散型グリッドの導入の場合、独立系統化された当該地域に再エネポテンシャルがあり、その地域に需要がなくても重要な供給源となりうる場合もある。今後人口減少が進んでいくとそのような地域はむしろ増える可能性が高く、そのような地域の再エネポテンシャルが活かされるように独立系統化の対象の考え方、基準を考える必要がある

・遠隔分散型グリッドの導入の場合に、系統運用と小売供給を一体的に行う新たな仕組みを導入するとき、同様の役割を担い、系統運用と小売供給を一体的に行うことを表明する一般送配電事業者以外の事業者の参入も可とするかどうか。

・配電事業者として、一般送配電事業者以外のプレイヤーの参入も考えられるところ、一般送配電事業者から新しい担い手への円滑な引き継ぎルール（設備の引き渡し（権利、費用の明確化）、設備の合理化に伴い生じたコストとメリットの分配、一般送配電事業者の技術的支援や災害時のバックアップ支援など）や、電気事業法上の供給義務などの整理が必要ではないか。

以上